破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第４８号
山口県萩市大字東田町34番地
破産者　桶谷　直弘
1　決定年月日　平成26年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２６年（フ）第９号
茨城県土浦市川口２丁目９番33―1005号　グランドメゾン川口、前住所茨城県土浦市川口２丁目９番33―708号　グランドメゾン川口
破産者　勝山　政直
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２６７号
群馬県前橋市西片貝町２丁目116番地４　藤ハイツＡ―101号
破産者　金子　進一
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２６８号
群馬県前橋市西片貝町２丁目116番地４　藤ハイツＡ―101号
破産者　金子美奈子
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第５８７号
埼玉県入間郡毛呂山町中央２丁目27番地２、開始決定時の住所埼玉県入間郡毛呂山町岩井西５丁目14番地２
破産者　伊藤　好治
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５０６号
大阪市港区三先１丁目17番２―403号、申立時の住所大阪府茨木市新和町２番18号
破産者　ピザ・リトルパーティー長岡京店こと　平山　裕二
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７５６号
北九州市小倉北区霧ケ丘３丁目１番10―503号
破産者　坂口　峰子
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１０６号
熊本市北区植木町滴水1038番地１　小佐井セイ子方、開始決定時の住所熊本市北区植木町舞尾511番地　十王若杉住宅２号
破産者　谷　　誠治
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１０７号
熊本市北区植木町滴水1038番地１　小佐井セイ子方、開始決定時の住所熊本市北区植木町舞尾511番地　十王若杉住宅２号
破産者　谷　　京子
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２８号
仙台市太白区中田３丁目11番32号　メゾン太田201、従前の住所仙台市若林区土樋236番地マンションファラオＤ―04
破産者　飯田よし子
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３号
秋田県山本郡三種町鵜川字東本田23番地５
破産者　泉　　操
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第１７号
山形市明神前52番地の３
破産者　後藤　　健
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５３６号
名古屋市中区栄５丁目８番33号　第２オーシャンビル501号、前住所大阪府泉大津市虫取町１丁目８番９号
破産者　サンクス泉大津豊中店こと　北御門嘉昭
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０８８号
愛知県小牧市間々本町156番地１　１ｓｔＷｉｎｇ201号
破産者　野村　和矢
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１８２号
愛知県小牧市城山２丁目７番地　県営城山第三住宅１棟105号
破産者　横川　研二（旧姓吉兼）
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２６６９号
和歌山県御坊市島76番地４
破産者　岡﨑　淳二
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７２３号
大阪市旭区生江１―８―２　ロイヤルコート香蘭橋801、開始決定時の住所大阪市都島区高倉町１丁目２番27―307号
破産者　原田　　清
1　決定年月日　平成26年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部